

浜松市中央卸売市場買出人要綱

第1章 買出人

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号。以下「条例」という。）第33条第2項の規定に基づき買出人の承認ほかについて必要な事項を定める。

(資格)

第2条 買出人の承認は、次の各号に掲げるいずれかの業務を行っている者であつて、かつ、事業所を有する者について行う。

- (1) 条例第3条の取扱品目（以下「取扱品目」という。）を一般消費者に販売することを業とする小売業者
- (2) 取扱品目を加工して販売することを業とする加工業者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業者

2 条例第33条第1項の承認は、取扱品目ごとに行う。

(欠格事項)

第3条 市長は、買出人の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 浜松市中央卸売市場（以下「市場」という。）の買出人の承認取消の日から1年を経過しない者
- (3) 市場の関係者に対する債務が履行遅滞となっている者
- (4) 市町村民税を滞納している者
- (5) 業務に必要な行政庁の許可を受けていない者
- (6) 法人にあつては、市場の業務に携わる役員が第1号から第3号までのいずれかに該当するものであるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者であるとき。
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であるとき。

(承認の申請)

第4条 買出人の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあっては、その代表者）が押印した買出人承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称又は商号
- (2) 代表者の氏名
- (3) 住所又は所在地
- (4) 取扱品目
- (5) 法人にあっては、資本金又は出資の額
- (6) 代金決済の方法

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 申請者が法人である場合

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 貸借対照表及び損益計算書
- エ 事業調書（第2号様式）
- オ 株主若しくは出資者の氏名又は名称及びその持株数若しくは出資額を記載した書面
- カ 代表者の印鑑登録証明書
- キ 市町村民税納税証明書
- ク 代表者の履歴書
- ケ 代表者の身分証明書（本籍地の市区町村が発行する破産手続開始の決定の通知を受けていない旨の証明書をいう。以下同じ。）
- コ 市場の業務に携わる役員が第3条第1号から第3号及び第6号から第9号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- サ 代表者の写真
- シ 上記アからサに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合

- ア 事業調書（第2号様式）
- イ 印鑑登録証明書
- ウ 市町村民税納税証明書
- エ 履歴書
- オ 身分証明書
- カ 第3条第2号、第3号及び第7号から第9号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- キ 写真
- ク 上記アからキに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(意見の聴取)

第5条 市長は、買出人の承認をするに当たり、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる市場の関係者にその意見を聴くことができる。

- (1) 卸売業者
- (2) 仲卸組合
- (3) 売買参加者組合
- (4) 代金決済機関

(買出人承認証等の交付)

第6条 市長は、条例第33条第1項の承認をしたときは、当該買出人に対して、買出人承認証(第3号様式)を交付する。

2 市長は、前項により買出人承認証を交付したときは、当該買出人に対して、買出人章(第4号様式)及び氏名章(第5号様式)を交付する。

3 買出人は、市場内において取引するときは、前項の買出人章及び氏名章(以下「買出人章等」という。)を付けた帽子を着用しなければならない。

4 買出人は、その資格を失ったときは、速やかに買出人章を市長に返還しなければならない。

(名称の変更等による申請)

第7条 買出人は、第4条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、申請者(法人にあっては、その代表者)が押印した買出人名称変更等申請書(第6号様式)に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請をする場合において、その内容が業務の承継となるときは、譲渡人及び譲受人(法人にあっては、その代表者)が押印した業務承継確認書(第7号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

3 買出人は、第4条第1項第6号の代金決済の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、申請者(法人にあっては、その代表者)が押印した買出人名称変更等申請書(第6号様式)に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項又は第3項の申請による変更を承認したときは、第6条第1項の規定を準用する。

5 市長は、第1項又は第3項の申請の承認に当たり、第6条第2項で交付した買出人章等に変更が生じる場合は、再交付する。

(住所の変更等による届出)

第8条 買出人は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、届出者(法人にあっては、その代表者)が押印した買出人住所変更等届出書(第8号様式)に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

らない。

- (1) 事業調書に記載した事業所又は店舗の名称を変更したとき。
- (2) 住所又は所在地（事業所又は店舗を含む）を変更したとき。
- (3) 法人にあっては、資本金又は出資の額及び役員（代表者を除く）を変更したとき。

（辞退の届出等）

第9条 買出人は、仲卸業者から販売を受けることを廃止しようとするときは、あらかじめ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した買出人辞退届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 買出人が死亡し、又は解散若しくは破産手続開始の決定を受けたときは、その相続人又は清算人若しくは破産管財人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（承認の取消し等）

第10条 市長は、買出人が第3条第1号及び第6号から第9号に該当することとなったときは、その承認を取り消さなければならない。

（有効期間及び承認の更新）

第11条 買出人の承認の有効期間は、5年以内で市長が定める期間とする。

- 2 買出人は、承認の有効期間の満了の日後も引き続き市場内において仲卸業者から販売を受けようとするときは、市長が別に定める手続きにより承認の更新を受けなければならない。
- 3 市長は、前項により更新を承認したときは、第6条第1項の規定を準用する。

（買出人章又は氏名章の紛失等の届出）

第12条 買出人は、買出人章等を紛失し、又は損傷したときは、速やかに、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した買出人章（氏名章）紛失（損傷）等届出書（第10号様式）を市長に提出して買出人章等の再交付を受けなければならない。この場合において、買出人章等を損傷したときにあつては、当該買出人章等を添えなければならない。

- 2 前項の規定により買出人章の再交付を受けようとする者は、当該再交付に要する費用を負担しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による提出があつたときは、買出人章等の再交付を行う。
- 4 買出人が第9条第1項の届出をする場合、又は買出人の相続人若しくは清算人若しくは破産管財人が同条第2項の届出をする場合において、買出人章を紛失したときは、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した買出人章（氏名章）紛失（損傷）等届出書（第10号様式）を市長に提出しなけ

ればならない。

第2章 買出補助者

(買出補助者の届出等)

第13条 買出人は、自らの業務を補助する買出補助者（役員又は使用人のうち当該買出人が指名する者をいう。以下「補助者」という。）を市場内において取引に従事させる場合は、市長に届け出なければならない。

2 買出人は、前項の届出をしようとするときは、あらかじめ、届出者（法人にあつては、その代表者）が押印した買出補助者指名届出書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 補助者の住所を確認できる書類

(2) 補助者の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、前項の届出を受理したときは、当該買出人に対して、買出補助者章（第12号様式）及び氏名章（第13号様式）を交付する。

4 補助者は、市場内において取引するときは、第6条第3項の規定を準用する。

5 買出人は、補助者でなくなった者があるときは、速やかに、届出者（法人にあつては、その代表者）が押印した買出補助者解任届出書（第14号様式）を市長に提出するとともに、買出補助者章を返還しなければならない。

(入場の制限又は取下げ)

第14条 市長は、補助者が市場の適正かつ健全な運営を阻害する行為をしたときは、当該行為の中止を命じ、若しくは6月以内の期間を定めて市場への入場を制限し、又は買出人に対して補助者の取下げを命じることができる。

(氏名の変更等の届出)

第15条 買出人は、補助者が氏名又は住所を変更したときは、遅滞なく、届出者（法人にあつては、その代表者）が押印した買出補助者氏名変更等届出書（第15号様式）に変更に係る内容を証明する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出により第13条第3項で交付した氏名章に変更が生じる場合は、再交付する。

(有効期間及び更新)

第16条 補助者の届出の有効期間は、買出人の有効期間とする。

2 買出人は、第11条第2項の更新に当たり引き続き補助者を必要とする場合は、市長が別に定める手続きにより届け出なければならない。

(買出補助者章又は氏名章の紛失等の届出)

第17条 買出人は、補助者が買出補助者章又は氏名章を紛失し、若しくは損傷したときは、第12条第1項から第3項までの規定を準用する。

2 買出人は、第13条第5項の届出をする場合において、買出補助者章を紛失したときは、第12条第4項の規定を準用する。

附 則 (令和2年3月31日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、浜松市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(令和元年浜松市条例第43号)の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例、浜松市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則(令和2年浜松市規則第48号)の規定による改正前の浜松市中央卸売市場業務条例施行規則、次項の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場買出人承認要綱及び次項の規定による廃止前の浜松市中央卸売市場買出補助者届出要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

(廃止)

3 浜松市中央卸売市場買出人承認要綱(平成29年8月4日決裁)及び浜松市中央卸売市場買出補助者届出要綱(平成28年8月29日決裁)は、廃止する。

附 則 (令和2年6月8日決裁)

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則 (令和3年5月28日決裁)

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

第 1 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(あて先)浜松市長

住所(所在地)

名称(商号)

申請者

氏名(代表者氏名)

印

電話番号() -

買 出 人 承 認 申 請 書

浜松市中央卸売市場業務条例第 3 3 条第 1 項の規定により、
次のとおり申請します。

記

事業所 (店舗)	名称又は商号	
	住所又は所在地	郵便番号 〒
	電 話 番 号	
販売を受けようとする 取扱品目を○で囲む	青果物 ・ 水産物	
資本金又は出資額		
代金決済の方法	代金決済機関経由 ・ 現金決済	

(注)事業所(店舗)が複数ある場合は代表するものを記入

青果物

—

水産物

(注)取引番号欄は記入しないこと

第 2 号様式(第 4 条関係)

事 業 調 査 書

自己の 業 務	1 小売業者(食料品店・コンビニなど)	創業年次	年 月	
	2 加工業者(そうざい製造・仕出し業など)			
	3 飲食店(食堂・レストラン・すし店など)			
	4 その他()			
業務経験	年	取得している行政庁の許可		
事業所(店舗) ※第1号様式に記載した以外の店舗				
名 称(商 号)		所 在 地		
		電話() -		
		電話() -		
		電話() -		
役員 又は 使用人	役職等	氏 名	住 所	
区 分	過去1年間の仕入実績	今後1年間の仕入見込み(中央卸売市場分)		
青果物	万円	万円		
水産物	万円	万円		
その他	万円	万円		
合 計	万円	万円		
所有 資産	所 在 地		地目又は用途	面 積
				m ²
				m ²
			m ²	

(注)所有資産は、申請者名義のものについて記入

浜松市指令 第 号
年 月 日

住所(所在地)
名称(商号)
氏名(代表者氏名)

浜松市長



買 出 人 承 認 証

年 月 日付け申請のあった買出人については、浜松市中央卸売市場業務条例第33条第1項の規定により次のとおり承認します。

記

- 1 取扱品目
- 2 買出人番号
- 3 承認期間
- 4 承認条件

第4号様式（第6条関係）



- 備考 1 材質 プラスチック
2 寸法 縦 7 cm × 横 13 cm
3 色
(1) 地色 オレンジ色（青果物）
茶色（水産物）
(2) 文字 黒色（青果物）
白色（水産物）
4 数字は例示

第5号様式（第6条関係）

買出人 ()	写 真 貼 付
1 2 - 3 4	
氏 名 浜松市中央卸売市場	
有効期間	年 月 末日

- 備考 1 寸法 縦 4～6 cm × 横 7.5～10 cm
2 () 内には、青果物又は水産物の区分を記入する
3 数字は例示

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

申請者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

買出人名称変更等申請書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第7条第1項（第3項）の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 取扱品目
- 2 買出人番号
- 3 変更事項

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

届出者 住所（所在地）
名称（屋号）
（譲渡人） 代表者氏名 印

届出者 住所（所在地）
名称（屋号）
（譲受人） 代表者氏名 印

業 務 承 継 確 認 書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第7条第2項の規定により業務の承継について、次のとおり行うことを譲渡人及び譲受人の双方において確認しました。

記

買出人承認の 年月日及び番号	年 月 日 浜松市指令 第 号
業務の承継の予定日	年 月 日
取扱品目及び 買出人番号	
業務の承継を 必要とする理由	

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

買出人住所変更等届出書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 買出人番号
- 3 変更事項

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

買 出 人 辞 退 届 出 書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第9条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

記

1 取扱品目

2 買出人番号

3 辞退年月日 年 月 日

4 添付書類

買出補助者章

買出人章紛失等届出書

第 10 号様式（第 12 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

買出人章（氏名章）紛失（損傷）等届出書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第 1 2 条（第 1 項・第 4 項）の規定により、
買出人章等を紛失（損傷）したので、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 買出人番号
- 3 紛失（損傷）物品 買出人章 ・ 氏名章
- 4 再交付願い及び誓約（紛失の場合）

- 1 紛失（損傷）物品の再交付をお願いします。
- 2 紛失物品について、万が一事故ある場合は全て責任を負うことを誓約いたします。

氏名（代表者氏名）

⑩

（添付書類）

- （1）損傷の場合は、損傷した買出人章等

第 11 号様式 (第 13 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

名称 (商号)

届出者

氏名 (代表者氏名)

⑩

電話番号 () ー

買出補助者指名届出書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記


1 取扱品目

2 買出人番号

3 指名する買出補助者

氏 名	住 所	備 考

第12号様式（第13条関係）



買 出 人 補

1 2 - 3 4

- 備考 1 材質 プラスチック
- 2 寸法 縦 7 cm × 横 13 cm
- 3 色
- (1) 地色 オレンジ色（青果物）
茶色（水産物）
- (2) 文字 黒色（青果物）
白色（水産物）
- (3) 補 は赤色
- 4 数字は例示

第13号様式（第13条関係）

補 買出人（ ）

1 2 - 3 4

氏 名
浜松市中央卸売市場

有効期間 年 月 末 日

写 真
貼 付

- 備考 1 寸法 縦 4～6 cm × 横 7.5～10 cm
- 2 （ ） 内には、青果物又は水産物の取扱品目を記入する
- 3 数字は例示

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

買出補助者解任届出書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第 1 3 条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 取扱品目

2 買出人番号

3 解任した買出補助者

氏名	生年月日	住所	備考

4 添付書類

買出補助者章

買出人章紛失等届出書

第 15 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

名称（商号）

届出者

氏名（代表者氏名）

⑩

電話番号（ ） ー

買出補助者氏名変更等届出書

浜松市中央卸売市場買出人要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 取扱品目
- 2 買出人番号
- 3 変更事項